月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料

令和7年4月18日 内閣府

<日本経済の基調判断>

<現状> 【表現変更】

景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明 感がみられる。

(先月の判断) 景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。

<先行き>

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。

<政策の基本的態度>

米国の関税措置について、政府を挙げて対応することを始め、経済財政運営に万全を期す。デフレ脱却を確かなものとするため、「経済あっての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現していく。

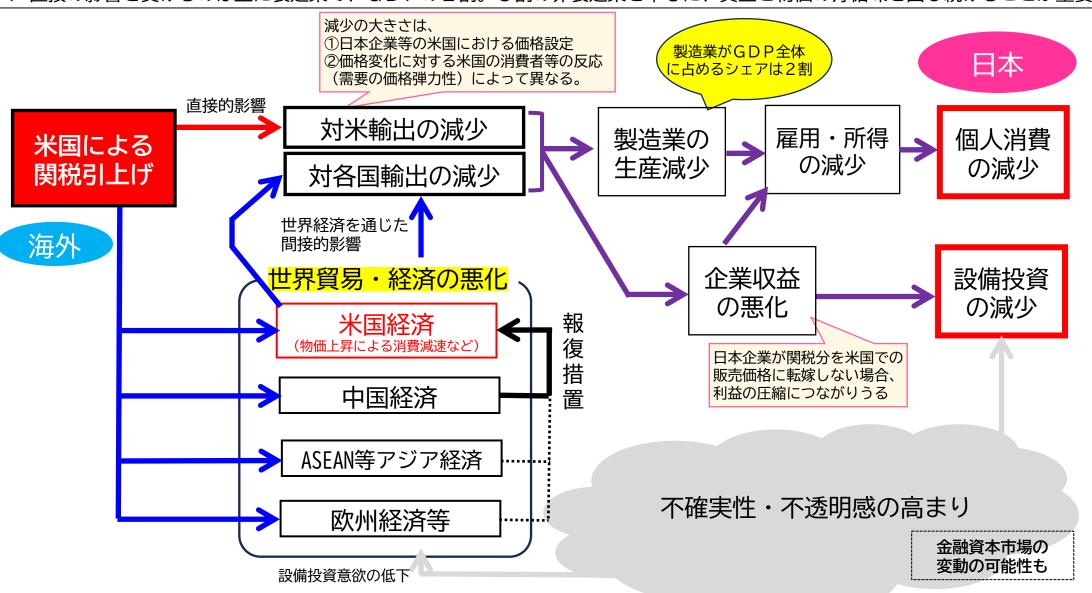
このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 ~全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす~」及びその裏付けと なる令和6年度補正予算並びに令和7年度予算を迅速かつ着実に執行す る。また、米国の関税措置に関し総合的な対応を行うため、「米国の関 税措置に関する総合対策本部」を設置し、必要な取組を進めていくこと とした。

政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて 機動的な政策運営を行っていく。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を 行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目 標を持続的・安定的に実現することを期待する。

今月のポイント(1) 米国の関税措置による日本経済への影響(可能性として考えられる主な経路)

- ◆ 米国の関税措置が日本経済に与えうる影響には、対米輸出の下押しという直接的影響と、世界経済減速を通じた間接的影響。
- ◆ 影響の時間軸が重要。短期的にすべて発現するわけではなく、波及経路によって数年をかけて表れうる。
- ◆ 直接の影響を受けるのは主に製造業で、GDPの2割。8割の非製造業を中心に、賃金と物価の好循環を回し続けることが重要。



今月のポイント(2) 米国の関税措置の動向関連

- ◆ 日本の対米財輸出は、乗用車など消費関連が約38%を占める(3図)。これらの分野を中心に、米国市場での価格設定や、価格変化に対する米国消費者等の反応によって、直接的影響の大きさは異なる。
- ◆ 一方、日本の対米サービス収支をみると、デジタルサービスを中心に恒常的に輸入超(赤字)の状況(4図)。

1表 米国の関税措置(日本に関連する部分)(日本時間4月17日時点)

発効日	措置の概要
3月12日	<u>鉄鋼・アルミニウム製品</u> に対し、 <u>25%の追加関税</u>
4月3日	自動車(完成車)に対し、25%の追加関税 (自動車部品は5月3日までに発効予定)
4月5日	相互関税として、10%の追加関税 ※上記の鉄鋼・アルミニウム製品や自動車・同部品のほか、銅、医薬品、 半導体(スマートフォン、PC、半導体製造装置等を含む)等を除く。 ※日本を含む一部の国への国別関税率の上乗せは、4月9日に一度発動 されたが、同日、7月9日までの一時停止が発表。

※詳細は、参考資料(16ページ以降)を参照。

2表 日本経済への影響 (可能性として考えられる主な経路)

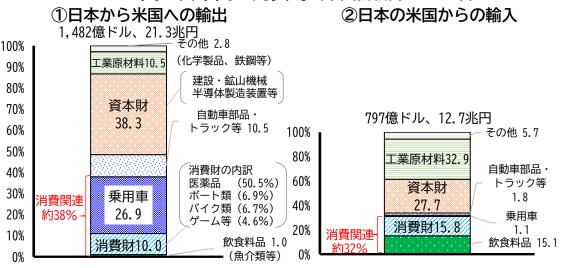
①日本の対米輸出を通じた直接的な影響

- ▶ 米国市場における製品の価格変化の度合いや、価格変化に対して消費がどの程度米国製品に代替されるか等により、対米輸出の下押しの程度は変わりうる。
- ※ 米国の他国からの輸入が日本製品に代替される貿易転換効果の可能性もある。

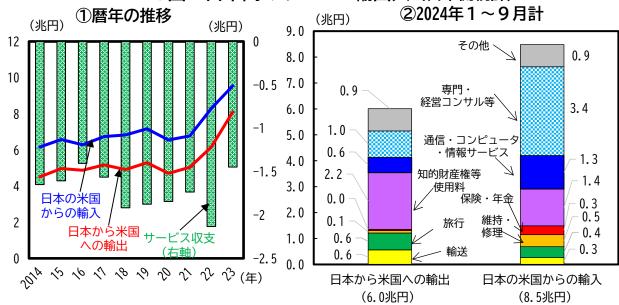
②世界経済を通じた間接的な影響

- ▶ 貿易摩擦の激化により、世界貿易の減少・世界経済の下押 しにつながれば、間接的に日本の外需が下押される可能性。
- ➤ 不確実性の高まりが、世界的に企業マインドの悪化を通じ、 設備投資意欲の減退につながり、日本から各国への資本財 輸出等も下押しされる可能性。
- ※ 設備投資への影響に関して、第1次トランプ政権時からの状況変化 としては、無形資産投資・AI投資やサービス貿易の拡大、経済安全 保障の観点に基づく半導体等の国内生産シフト、国内の人手不足によ る省力化・デジタル化投資の拡大等。
- ※ その他、金融・資本市場の変動を通じた影響の可能性にも留意。

3図 日米間の財貿易 (米国側統計・2024年)



4図 日米間のサービス輸出入(日本側統計)

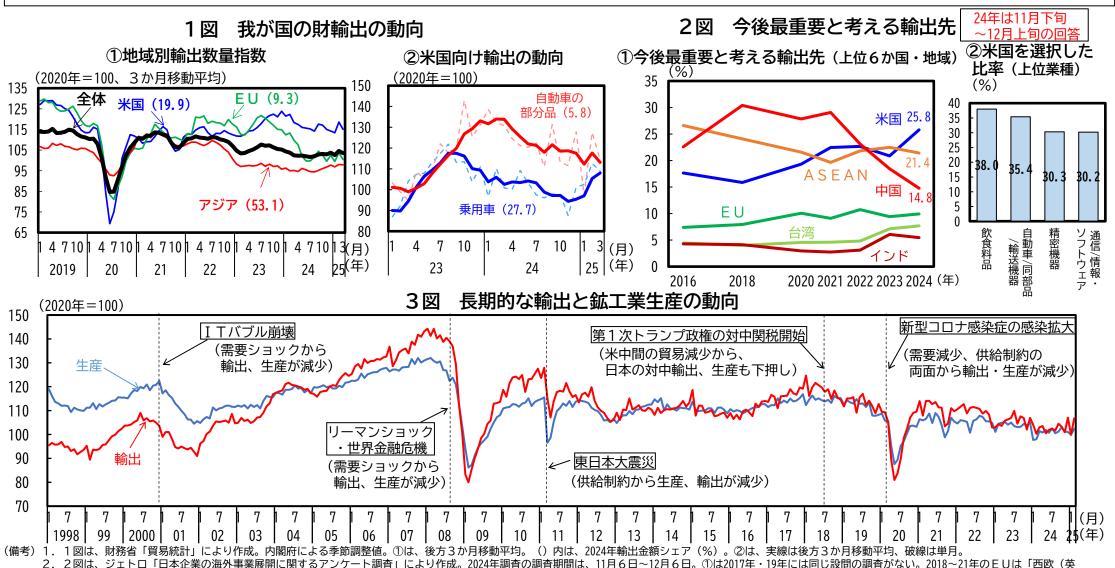


⁽備考) 1. 1表は、各種報道等により作成。

^{2. 3}図は、米国商務省により作成。円ベースの輸出入総額は、財務省「貿易統計」における金額。

今月の指標(1) 我が国の輸出・貿易の動向

- ◆ 我が国の輸出は、直近の統計では、過半を占めるアジア向けのほか、米国向けが輸送用機器を中心に持ち直しの動き(1図)。
- ◆ 企業が最重要と考える輸出先は、近年、中国から米国にシフト(2図)。特に飲食料品や輸送機器産業等で米国を重視する企業が多く、米国の関税措置はこうした製造業輸出企業の事業計画に大きく影響する可能性。
- ◆ これまで、リーマンショックのような世界的な景気後退期には、我が国の輸出・生産が大きく減少(3図)。米国の関税措置が 我が国経済に与える直接的・間接的影響について、国内外の統計等を幅広く分析しつつ、緊張感をもって注視する必要。



国を除く)」、2016年のEUは「西欧(英国を含む)」を指す。②は20社未満の業種を除く。 3. 3図は、財務省「貿易統計」、経済産業省「鉱工業指数」により作成。生産は季節調整値。輸出は内閣府による季節調整値。

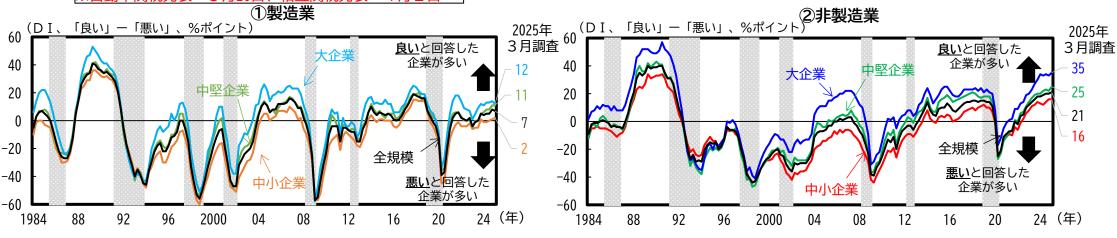
今月の指標(2) 企業部門の動向

- ◆ 日銀短観 (調査基準日3月12日、回答期限3月31日) における企業の業況判断は、製造業で規模を問わず「良い」が「悪い」を上回る一方で、12月からはやや低下。非製造業では12月からやや改善し、引き続きバブル期以降で最も高い水準(1図)。ただし、調査時点では、米国の関税措置の影響は部分的にしか織り込まれておらず、今後の動向に留意が必要。
- ◆ 3月の景気ウォッチャー調査 (調査期間:3月25日~31日。相互関税の影響は反映されていない) は、現状判断は3か月、先行き判断は4か月連続で低下。先行きに関するコメントをみると、物価上昇の影響に加え、製造部門を中心に、受注減や不透明感の高まりといった悪影響を懸念する声がみられる(2図)。

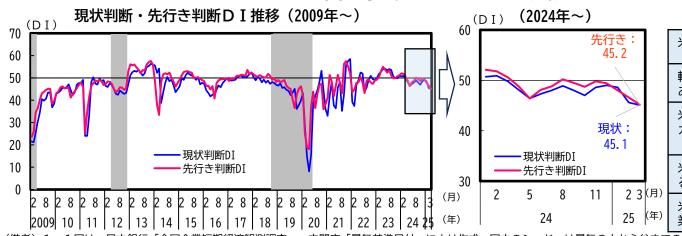
調査基準日:3月12日、回答期限:3月31日

※自動車関税発表:3月26日、相互関税発表:4月2日

1図 企業の業況判断



2図 景気ウォッチャー3月調査 (調査期間: 3月25日~31日)



「米国」「関税」に言及した先行きコメント

米国の関税政策の影響で、客先の生産増は期待できない。(東北、一般機械器具)

輸出に関しても米国の関税がどうなるのか不安があるため、先行きに不透明感がある。(北関東、輸送用機械器具)

米国大統領は4月3日からの輸入自動車への追加関税を発表した。自動車メーカーはまだ影響について公表していないが、先行きは不透明で、景気は悪化する。 (南関東、輸送用機械器具)

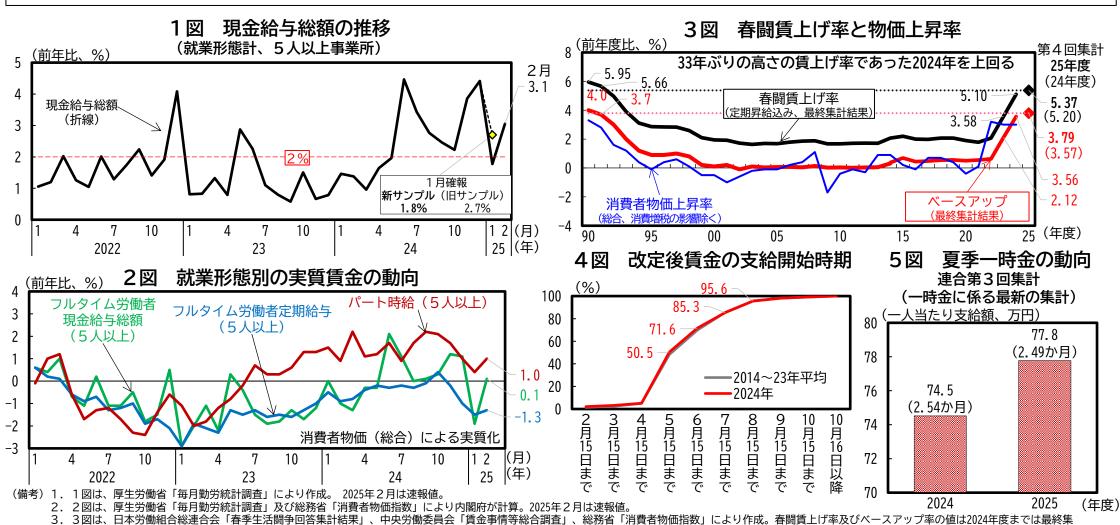
米国大統領による自動車関税引上げの影響で輸出量が減少し、受注減少につながる。 (東海、電気機械器具)

米国の関税政策により不確定要素が増している。特に地方経済の地盤となる製造業等での景況感悪化は、求人数減少につながる懸念。(東北、人材派遣会社)

- 備考)1.1図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、内閣府「景気基準日付」により作成。図中のシャドーは景気の山から谷までの期間を示す。なお、財務省「年次別法人企業統計調査」における製造業・非製造 業の売上高ウェイト(2023年度、金融業、保険業を除く全産業ベース)は、製造業27%、非製造業73%。大企業は資本金10億円以上、中堅企業は資本金1億円以上10億円未満、中小企業は資本金2千万円以上1 億円未満の企業を指す。
 - 2. 2図は、内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。図中のシャドーは景気の山から谷までの期間を示す。

今月の指標(3) 賃金・雇用の動向

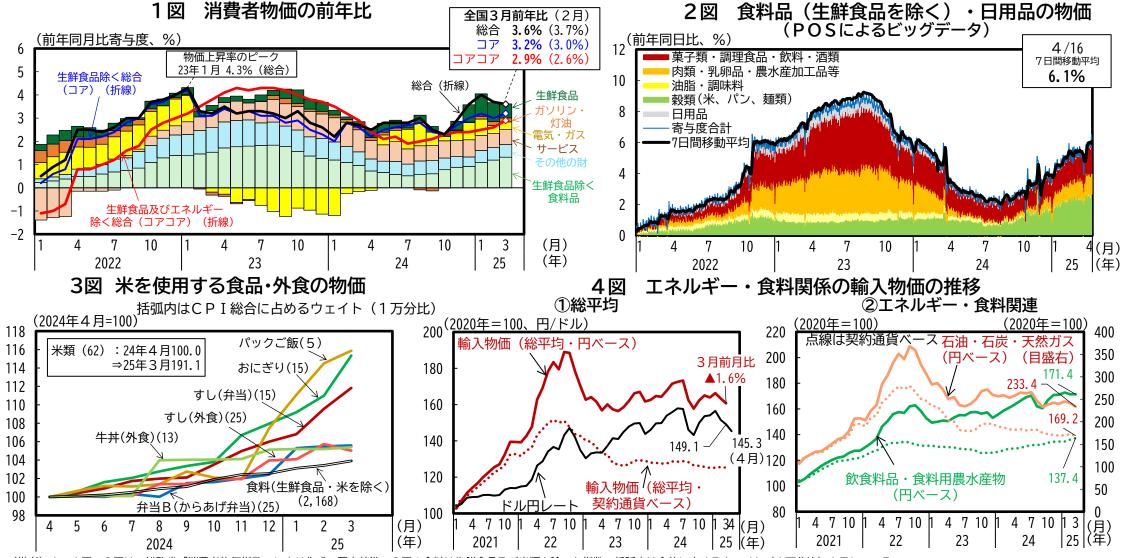
- ◆ 名目賃金(現金給与総額)は、24年5月以降おおむね2%以上の伸びが10か月継続(1図)。
- ◆ 就業形態別の実質賃金の伸びは、パート時給でプラスが継続。フルタイム労働者の定期給与は、24年10月にプラスに回復した後、 物価上昇率の高まりによりマイナスに (2図) 。2%程度の安定的な物価上昇と、これを持続的に上回る賃金上昇の実現が重要。
- ◆ 25年春闘 (第4回集計) の賃上げ率は、定昇込みで5.37%、ベアで3.79%と、引き続き、33年ぶりの高さであった24年を上回る (3図) 。今後、7~8月にかけて、9割程度の企業で賃金に反映される見込み (4図) 。
- ◆ 夏のボーナスは、支給月数は前年からやや減少の一方、ベア上昇の効果で支給額は堅調に増加の見込み (5図)。



- 計結果、2025年度は第4回集計結果。また、ベースアップ率の値は2013年度までは賃金事情等総合調査、2014年度以降は春季生活闘争回答集計結果による。 4. 4図は、厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」により作成。調査産業計における「不詳」を除いた合計を100%として算出したもの。
- 5. 5図は、日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果」により作成。第3回集計結果の値。

今月の指標(4) 物価の動向

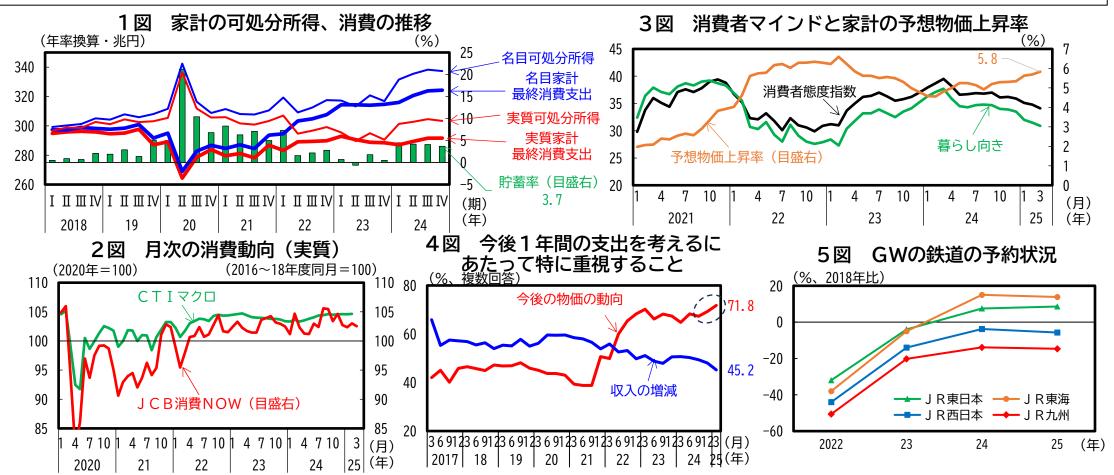
- ◆ 消費者物価上昇率は、電気・ガス料金負担軽減支援による抑制の一方で、食料品の価格上昇が続く中で、3月は+3.6%に(1図)。POSデータで見た直近の食料品価格(生鮮食品除く)の伸びは6%程度に(2図)。米価格の上昇を受けて、パックご飯のほか、おにぎりや弁当、すしなど米を使った食品や外食の価格も上昇(3図)。
- ◆ 輸入物価は、全体としては、契約通貨ベースで横ばい傾向が続く中、足下は為替レートの円安是正の動きもあり、このところ緩 やかに下落 (4図) 。ただし、食料品は、一部食材の国際市況の上昇傾向に加え、これまでの円安の影響により高水準が継続。



(備考)1.1図、3図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。3図の食料は生鮮食品及び米類を除いた指数。括弧内は全体に占めるウェイト(1万分比)を示している。 2.2図は、株式会社ナウキャスト「日経CPINow」により作成。 3.4図は日本銀行「企業物価指数」、Bloombergにより作成。4月の為替レートは4月17日までを平均した値。

今月の指標(5) 個人消費の動向

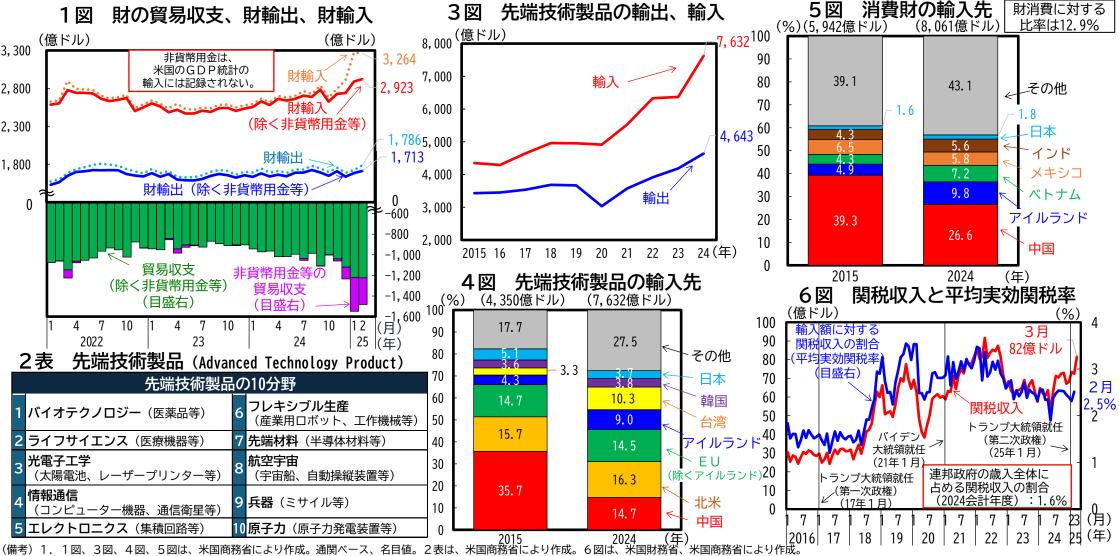
- ◆ 所得の改善傾向が続く中、個人消費は持ち直しの動きがみられるが、緩やかな伸びにとどまる (1、2図) 。この結果、貯蓄率は コロナ禍前を上回る水準で高止まり。
- ◆ 消費者マインドは、食料品など身近な品目の価格上昇が続く中で、このところ弱含み (3図)。今後1年間の支出を考える際に物価動向を重視すると答えた人は更に増加 (4図)。2%の物価安定目標の持続的実現が、消費計画の立てやすさの観点からも重要。
- ◆ 大型連休の旅行動向を見ると、鉄道の予約状況はおおむね昨年並み (5図)。宿泊費など旅行単価の上昇や消費者マインドの弱含みが旅行意欲を下押ししている可能性に留意。



- (備考) 1. 1図は、内閣府「国民経済計算」により作成。季節調整値。
 - 2. 2図は、総務省「消費動向指数(CTI)」、株式会社ナウキャスト・株式会社ジェーシービー「JCB消費NOW」により作成。「JCB消費NOW」の実質化は、消費者物価指数における「持家の帰属家賃を除く総合」を 用いて内閣府にて実施。
 - 3. 3図は、内閣府「消費動向調査」により作成。二人以上世帯。予想物価上昇率は「日ごろよく購入する品物の価格について、1年後どの程度になると思いますか」という問に対する世帯の回答結果のうち、上昇、 下落ともに「2%未満」を1%、「2%以上~5%未満」を3.5%、「5%以上~10%未満」を7.5%、「10%以上」を10%として、それぞれの回答者割合で加重平均した値。
 - 4. 4図は、日本銀行「生活意識に関するアンケート調査」により作成。最新の25年3月調査の調査期間は、2月6日~3月4日。
 - 5.5図は、JR各社報道資料により作成。新幹線・在来線の指定席予約状況(4月9日時点)。2024年以降は前年比を用いた試算値。2024年以降の数値は、のぞみ全席指定化の影響が含まれる。

今月の指標(6) 米国の通商関係の動向

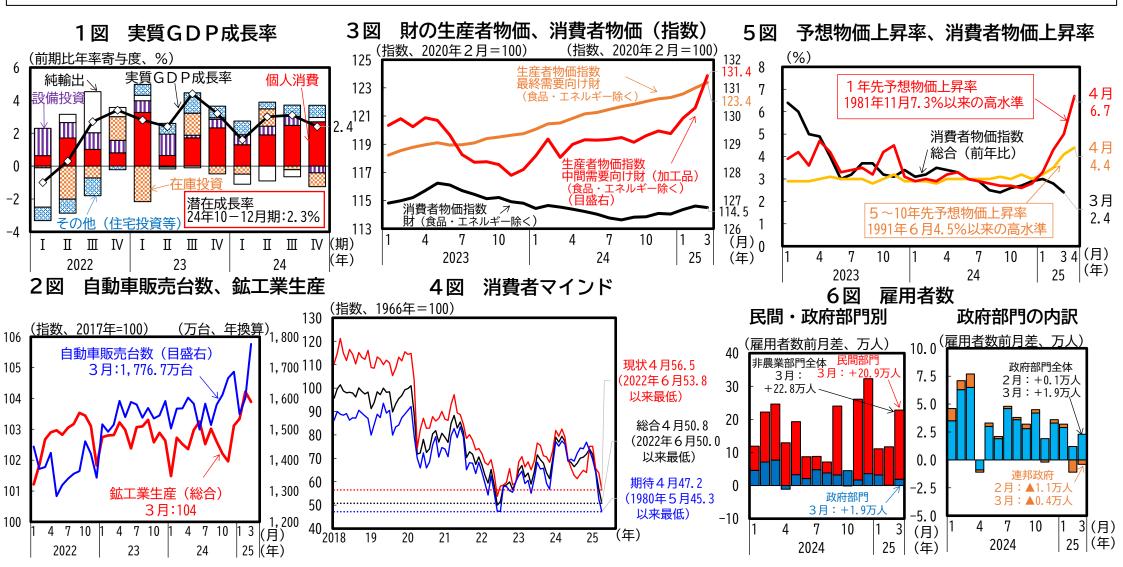
- ◆ 米国の財貿易は、輸出はおおむね横ばいとなっている一方、輸入は増加傾向(1図)。
- ◆ 米国の先端技術製品の輸入は、この10年で増大(2表、3図)。中国からの輸入シェアは低下した一方、台湾やアイルランドからの輸入シェアは上昇(4図)。消費財の輸入先のうち中国の割合は低下したものの、依然として4分の1を占める(5図)。
- ◆ 関税収入は、第一次トランプ政権で増加。連邦政府の歳入全体に占める割合は2%程度(6図)。



- (順考)1.1図、3図、4図、5図は、木国商務省により行成。週関ハース、石戸値。2次は、木国商務省により行成。6図は、木国商務省、木国商務省により行成。 2.1図は、季節調整値。非貨幣用金等には、金属加工品が含まれる。米国のGDP統計(NIPA)では、企業が他の商品(金が用いられた時計や宝飾品等)を生産するための中間投入として使用する場合を除き、非貨幣用
 - 2. 「図は、季節調整値。非貨幣用金寺には、金属加工品が含まれる。米国のGDP続計(NIPA)では、企業が他の商品(金が用いられた時計や宝飾品寺)を生産するための中間投入として使用する場合を除き、非貨幣原金の輸入はGDPの内訳項目にあたる輸入には含まれない扱いとなっており、国際連合で採択される国際基準であるSNAにおける取扱い(非貨幣用金も財の輸出入に計上する)とは違いがある。
 - 3. 5図の消費財には、飲食料品や乗用車は含まれない。財消費に対する比率は、2024年の財消費に対する消費財の輸入額の比率。
 - 4. 6図は、原数値。2024会計年度は、2023年10月から2024年9月までの期間を指す。日本の2024年度の関税収入は、9,170億円。

今月の指標(7) 米国のマクロ経済の動向

- ◆ 米国では、関税率引上げに伴う駆け込み需要の影響もあり、自動車販売台数や生産が増加し、景気拡大が継続(1図、2図)。
- ◆ 財の消費者物価はおおむね横ばいで推移している一方、中間財の生産者物価上昇率は上昇(3図)。消費者マインドは悪化、予 想物価上昇率は記録的な上昇(4図、5図)。通商政策が物価や消費等に与える影響に留意。
- ◆ 「政府効率化」の動きの中で、連邦政府の雇用者数が減少する一方、雇用者数全体としては緩やかに増加(6図)。



(備考)1.1図は、米国商務省、米国議会予算局により作成。2図は、米国商務省、FRBにより作成。季節調整値。3図は、米国労働省により作成。季節調整値。

3. 6図は、米国労働省により作成。

^{2. 4}図は、ミシガン大学により作成。5図は、米国労働省、ミシガン大学により作成。1年先予想物価上昇率、5~10年先予想物価上昇率は、消費者による今後1年先、5~10年先の物価上昇率の予測の回答の中央値。

今月の指標(8) 中国経済の動向

3図は、米国商務省により作成。

5表は、各種公表情報により作成。日付は現地時間。

- 中国では、25年1-3月期の実質GDP成長率は+5.4%(1図)。各種政策の効果がみられるものの、景気は足踏み状態。
- 中国は輸出先の多角化を進めてきたが(2図)、約15%を占める米国向けでは携帯電話、コンピュータ等の電気機械や玩具、 衣料・繊維製品等の消費財の輸出が多い(3図)。
- 足下では輸出は幅広い地域に対して緩やかに増加しているが(4図)、今後の通商問題の動向に留意(5表)。

2022

24

米中間の貿易構造(米国側統計、2024年) 1図 実質GDP成長率 3図 (前年比、%) 玩具、ゲーム、衣料・繊維製品 家電 10 (非羊毛・綿) ρ 通信機器 実質GDP成長率 、その他(%) 6.5 8 中国→米国 14.6 **7.8** 7.0 6.0 43.6 4.7 5.45.4 6 (4.389億ドル) 4 2 その他 (%) 0 米国→中国 -2 45.3 8.9 8.0 7.0 6.9 (期) (1,435億ドル) (年) II III IV 23 2022 4.1 3.4 液化天然ガス 大豆 医薬品 産業用機械 2図 輸出相手国・地域の推移 4.5 4.3 (%) 4図 財輸出額 (年) (前年比、前年比寄与度、%) 16.9 15.8 6.4 15.5 2014 11.0 15 ロシア 2.0 4.5 ASEAN 10 16.7 17.1 8 5.7 2019 11.2 14.4 12.8 - 5.7 5 2024 16.6 4.2 8.2 16.4 14.6 13.7 -5 米国 -10韓国 香港 その他 -15 Ⅱ Ⅲ IV I (期) Π |25 (年)

5表 通商問題の動向(4月17日時点)

2月4日	米国が中国からの輸入品に10% の追加関税
2月10日	中国が米国から輸入される石炭、 天然ガスに15%、原油、農業機 械、大型自動車、ピックアップ トラックに10%の追加関税
3月3日	米国が中国からの輸入品への追加関税率を20%に引上げ
3月10日	<mark>中国</mark> が米国からの農林水産物輸 入に対する追加関税(小麦等に 15%、大豆等に10%)
4月9日	米国が中国からの輸入品への追加関税率を104%に引上げ
4 ⊟10□	中国が米国からの全ての輸入品 に84%の追加関税
4月10日	米国が中国からの輸入品への追加関税率を145%に引上げ
4月11日	中国が米国に対する追加関税率 を125%に引上げ。米国からの 追加関税引上げには、今後取り 合わない旨を発表。

今月の指標(9) アジア経済の動向

◆ ベトナム、台湾等の経済は、対米輸出依存度が高く、米国の関税措置による影響を受けやすい構造(1図)。

10

0

-10

-20

2023

4.3

2.5

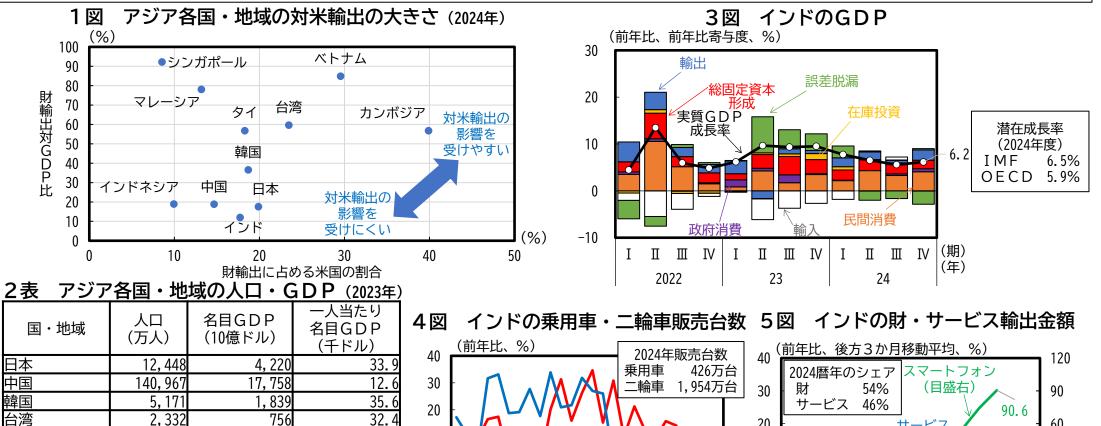
7. 3

12. 1

4.9

84.

インドでは、景気の拡大テンポは鈍化している(3図)。昨年から伸びが低下している乗用車販売台数に加え、足下では二輪 車販売台数の伸びも鈍化(4図)。財輸出は全体として伸びが鈍化しているが、スマートフォン等の一部財では輸出が増加す る動きもある。サービス輸出は堅調(5図)



20

10

0

12 (月)-10

25 (年)

財

2024

4

二輪車

24

10

乗用車

3,568 (備考) 1. 1図は、各国統計により作成。インドは2023年度(2023年4月~2024年3月)、カンボジアは2022年。

434

43

515

400

371

501

- 2. 2表は、IMF "World Economic Outlook" (2024年10月)により作成。インドは2023年度。
- 3. 3図は、インド統計・事業実施省、IMF、OECDにより作成。年度は、4月~翌年3月。 4. 4図は、インド自動車工業会により作成。5図は、インド商工省により作成。

10,030

1.701

7,018

3,306

592

27,870

142,863

ベトナム

タイ

カンボジア

マレーシア

インドネシア

シンガポール

60

- 9. 7

▲ 4.3

0

-30

(月)

(年)

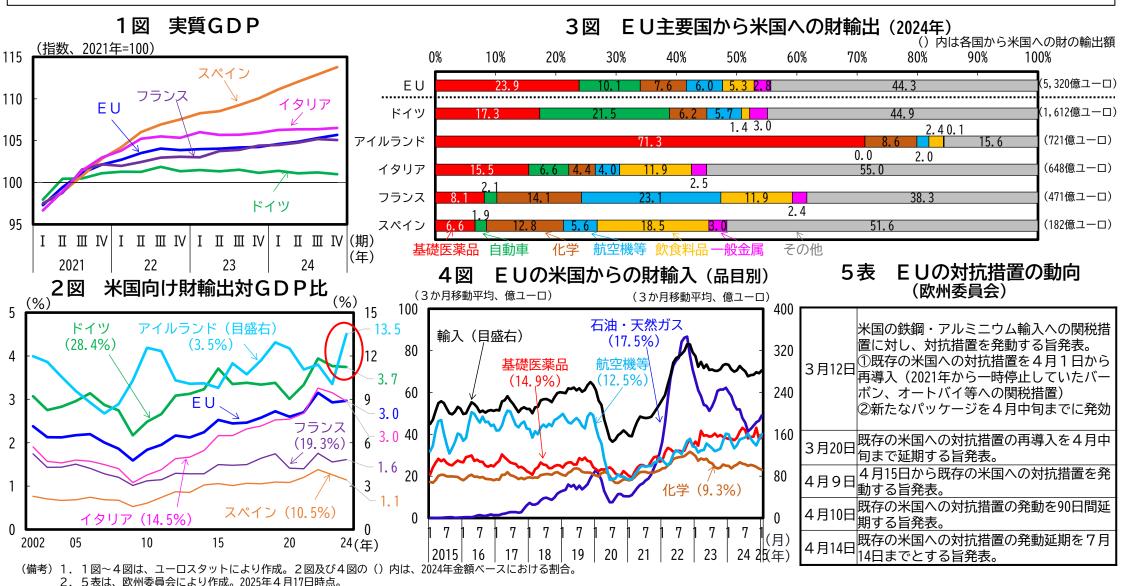
25

ビス

10

今月の指標(10) EU経済と対米貿易の動向

- ◆ ユーロ圏経済は、景気は一部に足踏みがみられるものの、持ち直しの動き(1図)。先行きについては、財輸出に弱さが見込まれることから、持ち直しの動きが弱まる可能性がある。米国向け財輸出対GDP比は、アイルランドが13.5%、ドイツが3.7%と高く、米国の関税措置の影響を受けやすい(2図)。
- ◆ 2024年の米国への財輸出は、ドイツは自動車が21.5%、基礎医薬品が17.3%。アイルランドは基礎医薬品が71.3%(3図)。
- ◆ 2024年の米国からの財輸入は、石油・天然ガスが17.5%(4図)。



参考

大統領令(4/2署名)

- 国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づき、以下の措置を講ずる。貿易赤字とその根底にある非互恵的待遇が解決されたと大統領が判断するまで有効。
- 全ての国に対して、4月5日から10%の関税を課す。
- 大統領令の付属書で定める国(日本を含む57か国)に対して、4月9日から付属書で定める関税を課す。
- 以下は除外:IEEPA対象品目及び1962年米国通商拡大法第232条措置の対象品目(鉄鋼・アルミ製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、 木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等)並びに経済制裁中の国(キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ)
- 相手国が報復措置をとった場合には関税を引き上げ、非互恵的貿易関係を是正し経済及び国家安全保障に関して米国と足並みを揃える措置をとった場合には引き下げることが可能。
- カナダ及びメキシコについては、既存の関税措置(相手国別①参照)は引き続き有効。ただし、同関税措置終了後は、USMCAの適用を受けない品目については、12%の相互関税を適用。
- →4月10日から7月9日までの間、国別の関税率(上乗せ分、日本は24%)を停止し、一律に10%の追加関税を課す。ただし、中国からの輸入に対す る追加関税率は、4月10日以降、84%から125%に引上げ(4/9大統領令署名)。
- →4月11日署名の大統領令において、除外品目の「半導体」の定義を明確化(4月5日まで遡って適用)。除外品目には、スマートフォン、パソコン 及びパソコン部品、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ、SSD、電子集積回路等が含まれる(除外対象品目は、概算で日本の対米輸出 の約5%(2024年))。

<主要国の相互関税率>

【日本】24%(2024年の米国の財輸入額:1,482億ドル(米国の財輸入全体の4.5%)、米国の貿易収支:▲685億ドル(米国の貿易赤字全体の5.7%)) →10%(4月10日から7月9日まで)

【中国】34%(4,389億ドル(13.4%)、▲2,954億ドル(24.6%))→84%(4/8大統領令署名)→125%(4/9大統領令署名) ※中国からの輸入に対する追加関税は、10%(2/4発動)+10%(3/3発動)+125%(4/10発動)=145%となる。

【EU】20%(6,058億ドル(18.5%)、▲2,356億ドル(19.6%))→10%(4月10日から7月9日まで)

【英国】10%(681億ドル(2.1%)、119億ドル(-))

【インド】26%(874億ドル(2.7%)、 $\blacktriangle457$ 億ドル(3.8%)) $\rightarrow 10\%$ (4月10日から7月9日まで)

【韓国】25%(1,315億ドル(4.0%)、▲660億ドル(5.5%))→10%(4月10日から7月9日まで)

<参考>

【カナダ】2024年の米国の財輸入額:4,127億ドル(米国の財輸入全体の12.6%)、米国の貿易収支:▲633億ドル(5.3%)

【メキシコ】5,059億ドル(15.5%)、▲1,718億ドル(14.3%)

【中国の対抗措置】

- ▶ 4月4日、中国は米国の関税措置についてWTOに提訴するとともに、米国から輸入される全ての品目に対して34%の追加関税(4月10日発動)を 課すことを発表。
 - →4月9日、追加関税率を84%に引き上げることを発表(4月10日発動)。
 - →4月11日、米国による追加関税率の84%から125%への引上げを受け、追加関税率の84%から125%への引上げ(4月12日発動)と、米国からの今後の追加関税引上げには取り合わない旨を発表。

相互関税 (日本に 適用済)

(備考)ホワイトハウスHP、各種公表情報、米国商務省により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

鉄鋼 アルミ ニウム (日本に適 用済)

大統領令(2/10署名)

- 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、3月12日以降、鉄鋼・アルミニウムの輸入に一律で25%の追加関税を課す。課税を免除する既存の例外措置は全て失効。→3月12日、実際に発動。例外措置はなし。
- 4月2日、ビールと空のアルミニウム缶を、アルミニウム派生品として関税対象に追加(4月4日から発動)。

【カナダの対抗措置】

- ▶ 3月12日、カナダ政府は、3月13日から米国から輸入される鉄鋼、アルミニウム製品及びその他の財合計298億カナダドル分に対して 25%の追加関税を課すことを発表(3月13日発動)。
- ▶ 3月13日、カナダ政府は、WTOに提訴。

【EUの対抗措置】

- ▶ 3月12日、欧州委員会は、EU域内への米国からの輸入品に対して2段階のアプローチに基づき対抗措置を発動することを発表。 ①第一次トランプ政権時代の既存の米国への対抗措置(バーボン、オートバイ等への追加関税措置、2021年から一時停止)を 4月1日に再導入。→3月20日、4月中旬に延期することを発表。
 - ②米国からEUへの輸出品に対する新たな対抗措置パッケージを準備。4月中旬までに発効予定。
- ▶ 4月9日、欧州委員会は、4月15日から対抗措置を発動することを発表。
 - →4月10日、対抗措置の発動を90日間延期することを発表。
 - →4月14日、対抗措置の発動延期を7月14日までとする旨発表。
- □ 日本の対米輸出:鉄鋼約3,027億円(日本の対米輸出の1.4%)、アルミニウム約246億円(0.1%)、派生品約1.6兆円(7.7%) ※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リストから計算すると米国向け全体の6.0%(うち派生品4.7%、4月2日の追加により4.8%に)

大統領令(2/25署名)

銅

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、銅の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。
- 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①銅の輸入依存が安全保障に与える影響、②関税措置等を含めた同影響の抑制策、③米国の銅のサプライチェーンを強化する政策提言を含む報告書を大統領に提出。
- □ 日本の対米輸出:銅及びその製品約390億円(0.2%)
 - ※ただし、対象範囲(派生品の範囲)によって拡大する可能性も。

大統領令(3/1署名)

木材

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対し、木材・同派生品の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。
- 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①木材・同派生品の輸入が安全保障に与える影響、②関税措置等を含めた同影響の抑制策、③米国の木材のサプライチェーンを強化する政策提言を含む報告書を大統領に提出。
- □ 日本の対米輸出:木材及び木製品約40.7億円(0.02%)

大統領令(3/26署名)

● 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、自動車(完成車)の輸入については4月3日以降、自動車部品の輸入については官報で定める日(遅くとも5月3日以前)以降、25%の追加関税を課す。ただし、USMCAの対象となる自動車(完成車)については、米国外部分(その価値全体から米国内で取得、完全に生産又は実質的変更が加えられた価値を除いた部分)のみが追加関税の対象となるとしている。また、USMCAの対象となる自動車部品については、米国外部分のみに課税する手続きが定められるまでは、追加関税の対象とならないこととしている。

【カナダの対抗措置】

▶ 4月3日、カナダのカーニー首相は対抗措置として、アメリカから輸入されるUSMCAの対象とならない自動車(完成車)及びUSMCAの対象となる自動車(完成車)のうちカナダ・メキシコ外部分に25%の関税を課すことを発表(4月9日発動)。

【EUの対抗措置】

- ▶ 3月27日、欧州委員会の報道官は、報道陣の前で、自動車の輸入に対する追加関税や予定されている相互関税に対する対抗措置を示唆。
- □ 日本の対米輸出:自動車約6兆円(日本の対米輸出の28.3%)、自動車部品約1.2兆円(5.8%)、 車両用エンジン及び同部品約3,762億円(1.8%)

トランプ大統領の発言

- 2月18日、報道陣の前で、自動車の関 税率について4月2日に表明するが、 おそらく25%前後となるだろうと発言。
- 2月19日、講演の中で、「自動車、半 導体、医薬品、木材、そしておそらく その他の品目についても、関税を今後 1か月以内、あるいはそれより早く発 表するつもりだ」と発言。
- 3月24日、報道陣の前で、「まもなく 自動車(の関税)を発表する」と発言。
- 3月26日、報道陣の前で、自動車・同部品に対し、恒久的に25%の追加関税をかけると発言。

トランプ大統領の発言

- 2月18日、報道陣の前で、半導体と医薬品に対する関税率について、「25%以上とし、1年後には大幅に引き上げるだろう」と発言。
- 2月19日、講演の中で、「自動車、半導体、医薬品、木材、そしておそらくその他の品目についても、関税を今後1か月以内、あるいはそれより早く発表するつもりだ」と発言。
- 3月26日、報道陣の前で、医薬品のほとんどが中国産、アイルランド産であることに触れ、米国における製薬産業を復活させるために医薬品 に関税を課すと発言。
- □日本の対米輸出:半導体等電子部品約2,690億円(1.2%)、医薬品約4,115億円(1.9%)

トランプ大統領の発言・投稿

- 3月3日、自身のSNSで、4月2日に外国の農産品に関税を課すと投稿。
- 3月4日の議会演説で、少し調整の期間は必要かもしれないが、4月2日に外国の農産品に関税を課すと発言。
- □ 日本の対米輸出:食料品約2,131億円(1.0%)

半導体医薬口

農

産

品

大統領令(2/1署名)

- 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、国際緊急経済権限法(IEEPA)に おける「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。
- 危機が緩和されるまでの間、カナダとメキシコからの輸入品に2月4日から25%の追加関税を 課す(カナダから輸入されるエネルギー資源は10%)。

大統領令(2/3署名)

- 2月1日の大統領令を改正し、関税措置を3月4日まで停止。
- →3月4日、25%の追加関税を発動。

大統領令(3/6署名)

- 3月7日以降、関税率は原則25%とした上で、以下の例外措置を設けた。
 - ・USMCAの適用を受ける財(原産地規則等を満たすもの)は適用除外
 - ・塩化カリウムは10%
- ・カナダから輸入されるエネルギー資源は10%(2月1日付大統領令で規定、3月4日から発動済) 【カナダの対抗措置】
- ▶ 3月3日、カナダのトルドー首相(当時)は対抗措置として、米国からの輸入品総額1,550億カナダドルに対する25%の報復関税(300億カナダドル分は3月4日から、1,250億カナダドル分は3月25日から発動)を発表。3月6日、カナダのルブラン財務大臣(当時)は、米国の関税猶予措置を受け、1,250億カナダドル分の報復関税を4月2日まで実施しないとSNSに投稿。

【メキシコの対抗措置】

▶ メキシコのシェインバウム大統領は、3月4日、記者会見で、報復関税を含む対抗措置を3月9日に発表すると発言していたが、3月6日、米国の関税猶予措置を受け、対抗措置発表の見送りを表明。

トランプ大統領等の発言・投稿

- ラトニック商務長官は、3 月4日、カナダ・メキシコ 製品に対する関税の軽減措 置を早ければ3月5日に発 表する可能性があること、 3月4日に課した関税を一 時停止することはできない ことを発言。
- レビット報道官は、3月5日、USMCAを通じてAを通じか月の猶予を与える予定、相互の猶予を与える予定、対して発動するのが、USMCAに関連するが、USMCAに関ルの変請により月間のがでいる。で与えることで、彼らいようにならないる、と発言。
- トランプ大統領は、3月6日、自身のSNSで、「メキシコのシェインバウム大統領と話した後、私は、USMCAの適用を受ける全ての財については、メキシコが関税を支払う必要はないことで合意した。これは4月2日までである。」と投稿。

対カナダ 対メキシコ

大統領令(2/1署名)

- 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、IEEPAにおける「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。
- 危機が緩和されるまでの間、中国からの輸入品に2月4日から10%の追加関税を課す。

【中国の対抗措置】

- ▶ 2月4日、中国は対抗措置を発表。
 - ・米国の追加関税措置についてWTOに提訴
 - ・米国から輸入される石炭、天然ガスについて15%、原油、農業機械、大型自動車、ピックアップトラックについて10%の追加関税を課す(2月10日発動)
 - ・タングステン等の重要鉱物の関連品目に対する輸出管理措置
 - ・独禁当局による米グーグル社への調査開始

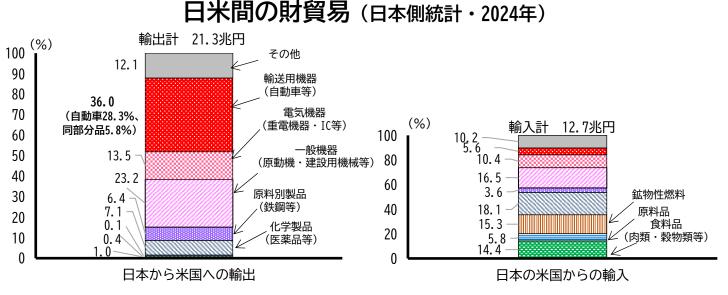
対中国

大統領令(3/3署名)

● 中国が違法薬物の問題の緩和に十分な措置を講じていないという事実を踏まえ、2月1日の大統領令(10%の追加関税)を改正し、3月3日から20%の追加関税を課す。

【中国の対抗措置】

- ▶ 3月4日、中国は対抗措置を発表。
 - ・米国の追加関税措置についてWTOに提訴
 - ・米国の追加関税措置を理由とする米国からの農林水産物輸入に対する追加関税措置(3月10日発動)
 - :鶏肉、小麦、トウモロコシ、綿花に15%、
 - ソルガム、大豆、豚肉、牛肉、水産品、果物、野菜、乳製品に10%
 - ・輸出管理措置として、米企業15社への軍民両用品目の輸出を禁止



24(年) 米国のサービス収支の推移

05

2000

(兆ドル)

■中国

■ E U

■日本

■韓国

1992 95

■カナダ

□その他

A S E A N

■メキシコ

0.0

-0.2

-0.4

-0.6

-0.8

-1.0

-1.2

-1.4

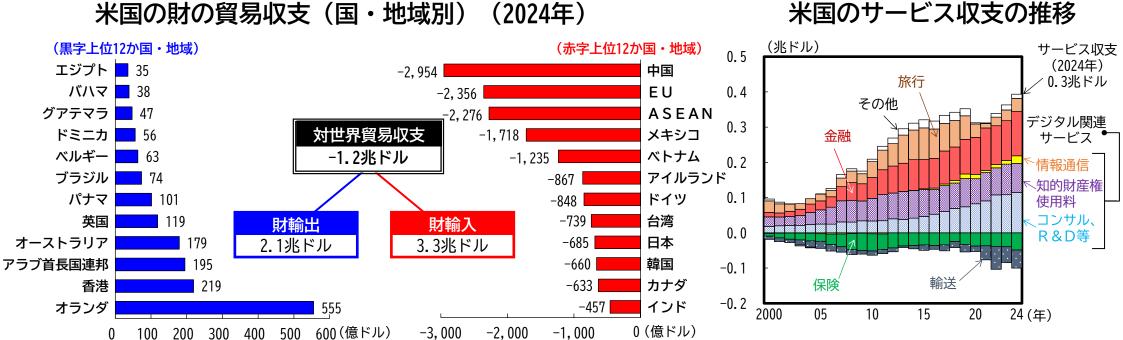
米国の財の貿易収支の推移

財の貿易収支(2024年)

10

-1.2兆ドル

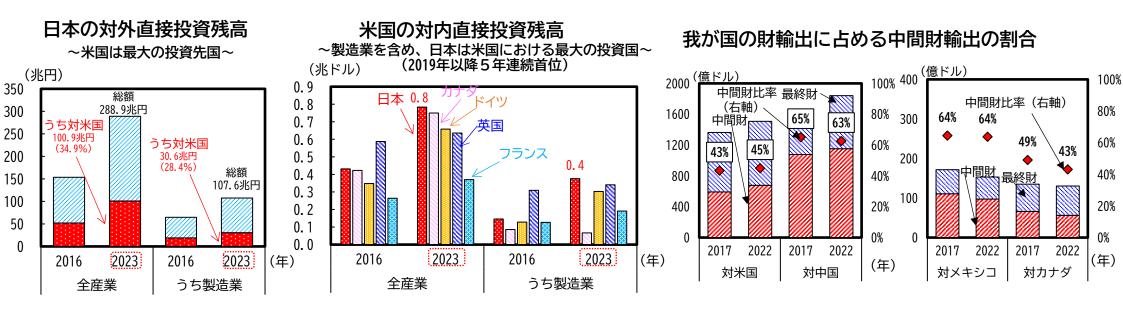
15

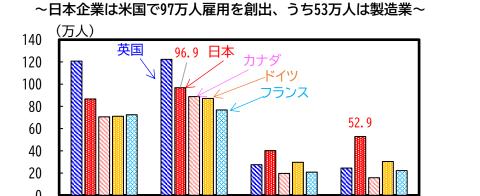


(備考) 1. 左上図は、財務省「貿易統計」により作成。

3. 右下図は、米国商務省により作成。名目値。国際収支ベース。「コンサル、R&D等」は、その他ビジネスサービスを指す。

^{2.} 左下図、右上図は、米国商務省により作成。名目値。通関ベース。なお、米国からオランダに輸出される財のうち相当部分が、オランダから他のEU諸国へ域内輸出されている可能性には留意が必要。





2016

米国における進出企業の雇用創出

②対メキシコ ①対中国 ③対カナダ その他 その他 化学製品 その他 化学製品 鉄鋼 16% 17% 般機械 17% 非鉄金属 24% 27% 雷気機械 電気機械 23% 電気機械 電子機器 一般機械16% 18% 鉄鋼 22% 鉄鋼・ 俞送用 非鉄金属 化学製品 非鉄金属

18%

13%

我が国の中間財輸出の品目(2022年)

(備考)1.左上図は、財務省「本邦対外資産負債残高」により作成。左中図、左下図は、米国商務省により作成。米国の対内直接投資残高はUBOベース(投資主体を最終的に所有またはコントロールしている事業体が所在 する国を基準とした集計値)。

2022

うち製造業

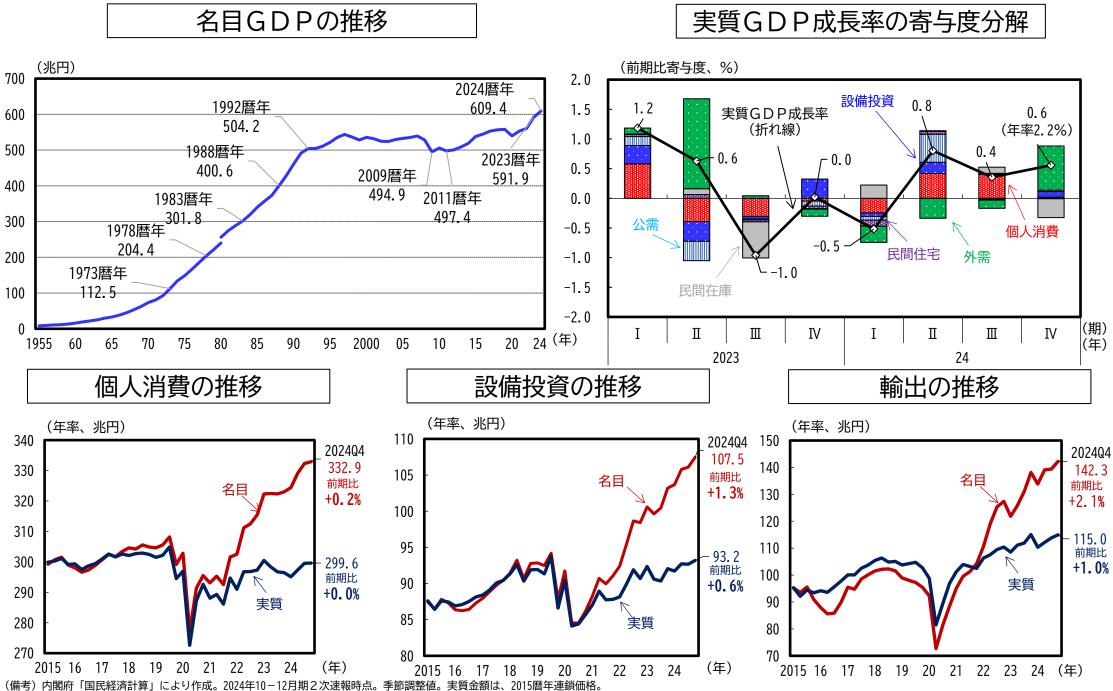
(年)

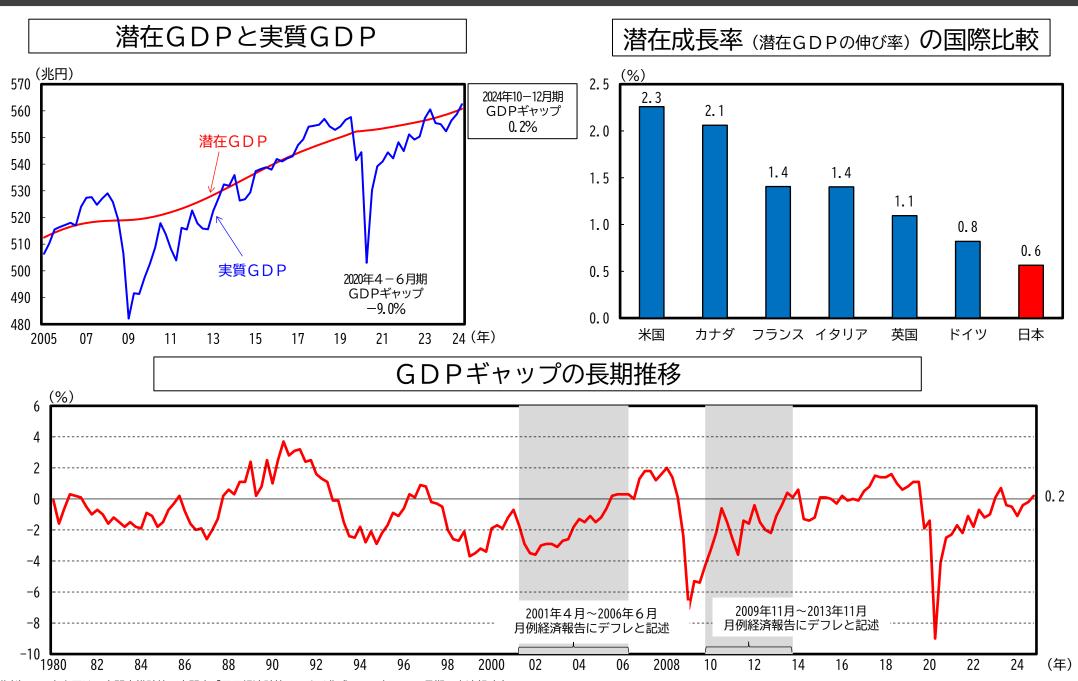
2. 右図は、経済産業研究所「TIDデータベース」により作成。中間財は、「Primary Goods」を含む。

2022

2016

産業計

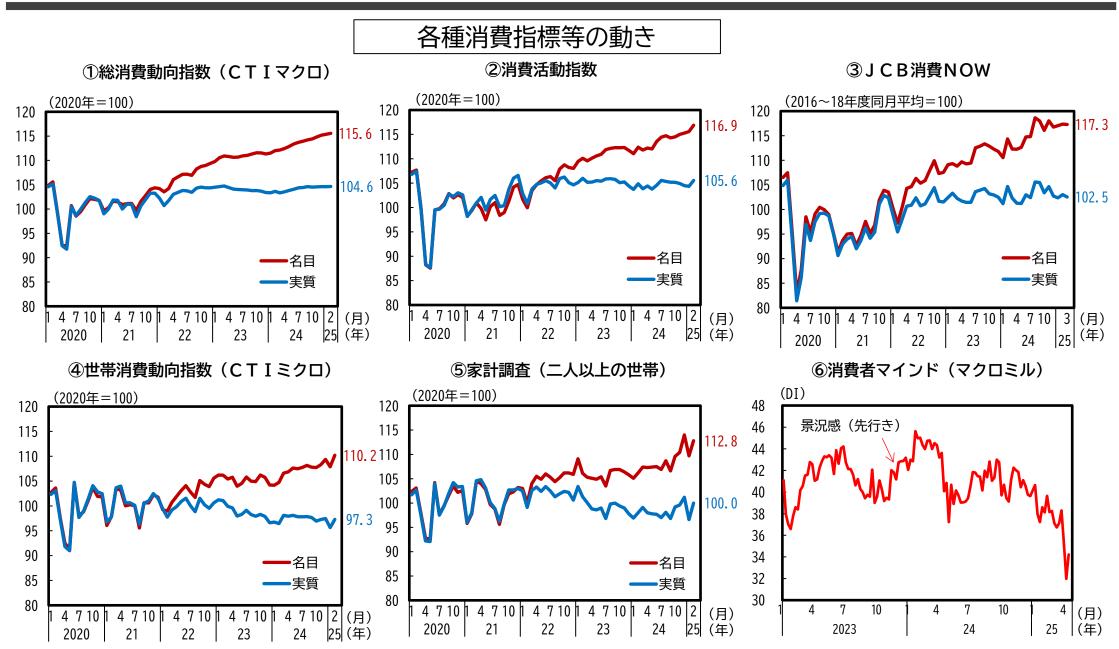




(備考) 1. 左上図は、内閣府推計値、内閣府「国民経済計算」により作成。2024年10-12月期2次速報時点。

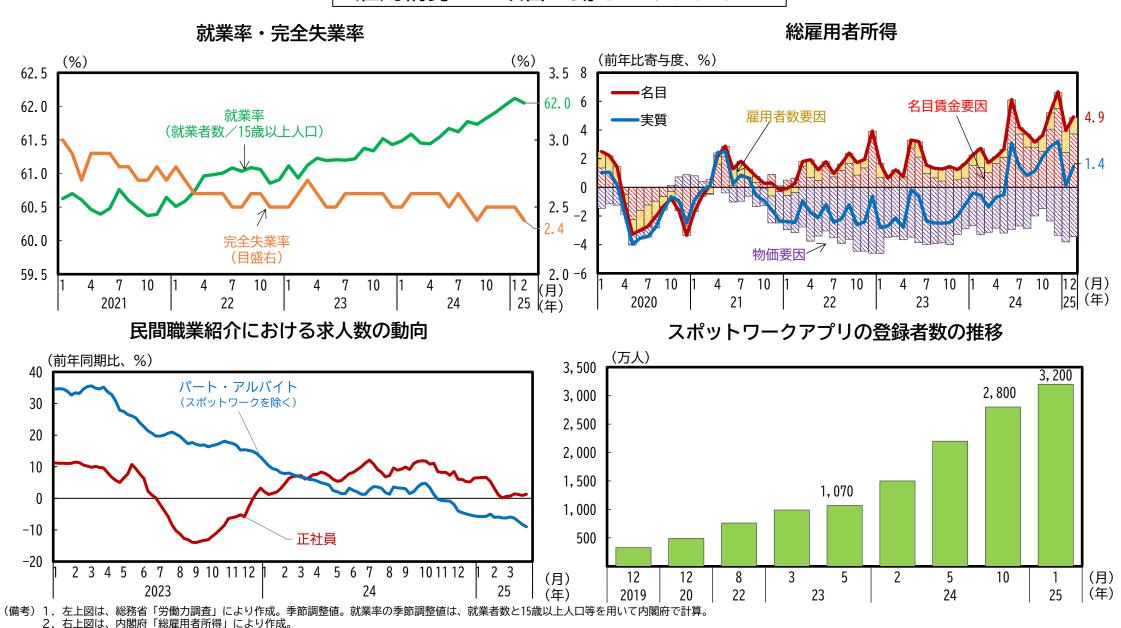
^{2.}右上図は、日本は内閣府推計値、米国は米国議会予算局推計値、その他の国はOECD"Economic Outlook No.116"により作成。日本の値は2024年10−12月期の値、その他の国は2023暦年値。

^{3.} 下図は、内閣府推計値により作成。



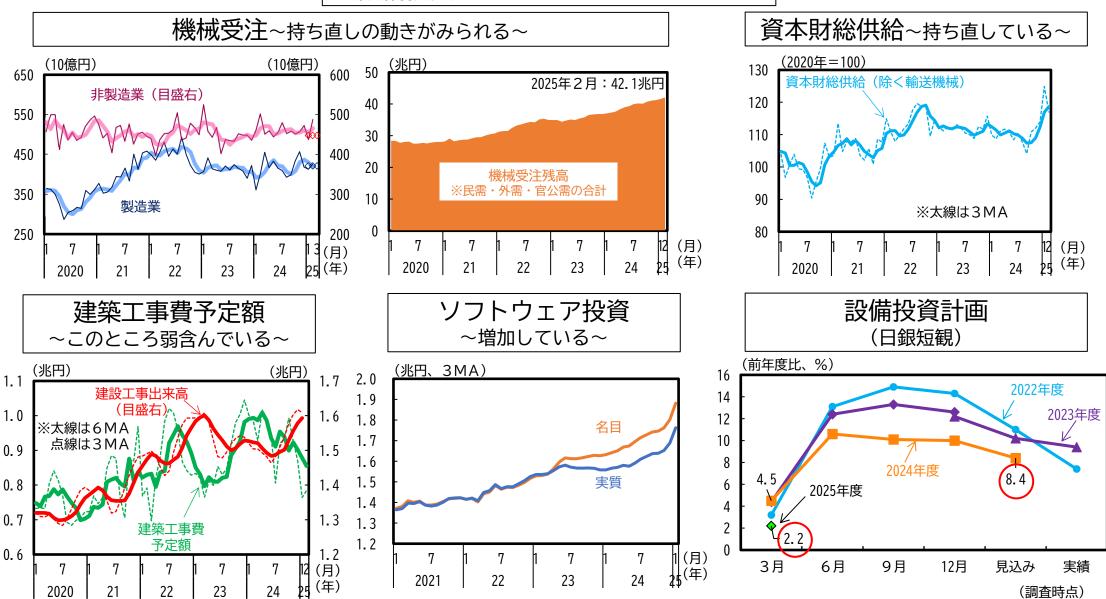
(備考)総務省「消費動向指数(CTI)」、「家計調査」、「消費者物価指数」、日本銀行「消費活動指数」、株式会社ナウキャスト・株式会社ジェーシービー「JCB消費NOW」、株式会社マクロミル「Macromill Weekly Index」により作成。「総消費動向指数(CTIマクロ)」は、需要側統計(家計調査等から作成される総務省「世帯消費動向指数(CTIミクロ)」)、供給側統計(名目系列は経済産業省「商業動態統計」及び総務省「サービス産業動向調査」、実質系列は経済産業省「鉱工業指数」及び「第3次産業活動指数」)から合成された指標。「消費活動指数」は、供給側統計(経済産業省「商業動態統計」、「第3次産業活動指数」等)を用いて作成された指標。旅行収支調整済系列。「家計調査」の実質化に当たっては、消費者物価指数における「持家の帰属家賃を除く総合」が使用されており、「JCB消費NOW」の実質化は、同系列を用いて内閣府にて実施。「消費者マインド(マクロミル)」は、 20~74歳の男女1,000人を対象にインターネット調査を実施し、集計したもの。「景況感(先行き)」は2~3か月後の身の回りの景気について5段階(100/75/50/25/0)で評価した際の平均値。直近週は、4月10日~4月16日の週。

雇用情勢 ~改善の動きがみられる~



3. 左下図は、株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。前年同期比は、前年同週比の4週移動平均。最新週は2025年3月31日。 4. 右下図は、一般社団法人スポットワーク協会提供資料により作成。タイミー、ショットワークス、シェアフル、ワクラク(2024年10月まで)、メルカリハロ(2024年5月以降)のアプリ延べ登録者数(複数アプリ への重複登録を含む)の合計。

設備投資 ~持ち直しの動きがみられる~



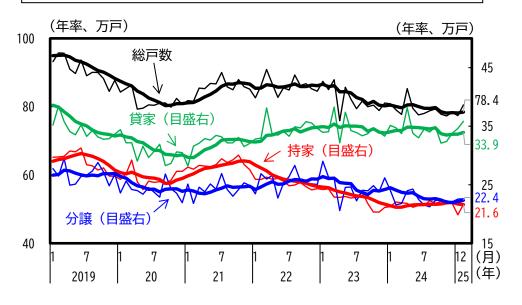
(備考)1.左上図、中上図は、内閣府「機械受注統計調査報告」により作成。機械受注残高のみ原数値、その他は季節調整値。太線は後方3か月移動平均。非製造業は船舶・電力を除く。◇は2025年1-3月期の見通し (2025年2月公表)を示す。右上図は、経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」により作成。点線は季節調整値、太線は季節調整値の後方3か月移動平均。

^{2.} 左下図は、国土交通省「建築着工統計調査」、「建設総合統計」により作成。建築工事費予定額は、民間非居住用。建設工事出来高は、民間の非住宅建設と土木の合計。ともに原数値の後方3・6か月移動平均。

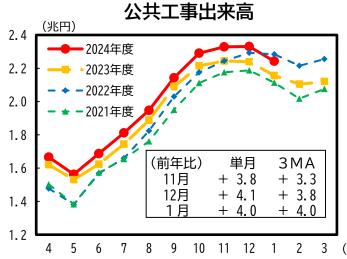
^{3.} 中下図は、総務省「サービス産業動態統計調査」、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。内閣府による季節調整値の後方3か月移動平均。実質値は、名目値を企業向けサービス価格指数(受託開発 ソフトウェア(除組込み))で除して算出。2023年12月以前は、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」の前年比伸び率で割り戻して接続させた試算値。

^{4.} 右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。全規模全産業、設備投資額はソフトウェア・研究開発を含む(除く土地投資額)。

住宅建設 ~おおむね横ばいとなっている~



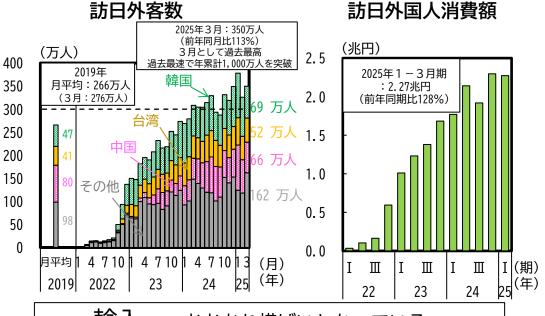
公共投資 ~底堅く推移している~



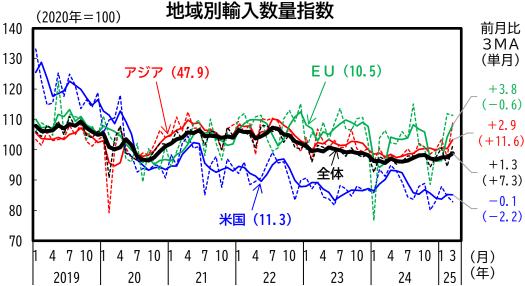
※国土交通省 公共事業の執行状況 (1月末時点)

	2024年度 23年度 補正予算	2023年度 22年度 二次補正 予算
予算	〔1.8兆円〕	1.6兆円
契約額	1.8兆円	1.5兆円
契約率	96.1%	95.1%
٦\		

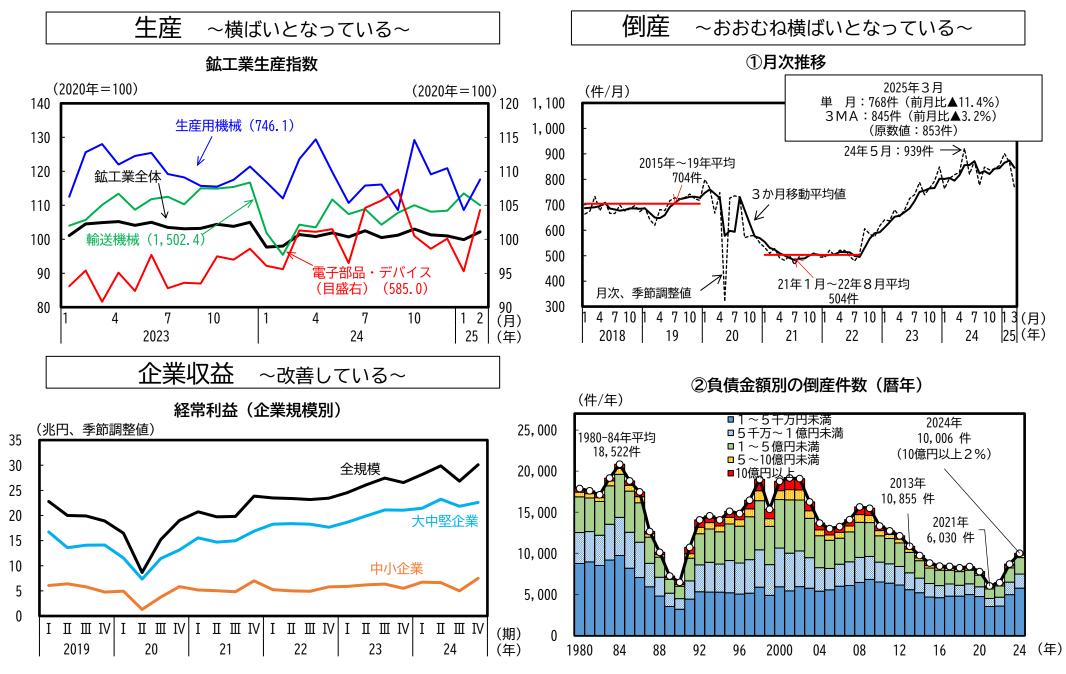
インバウンド



輸入 ~おおむね横ばいとなっている~

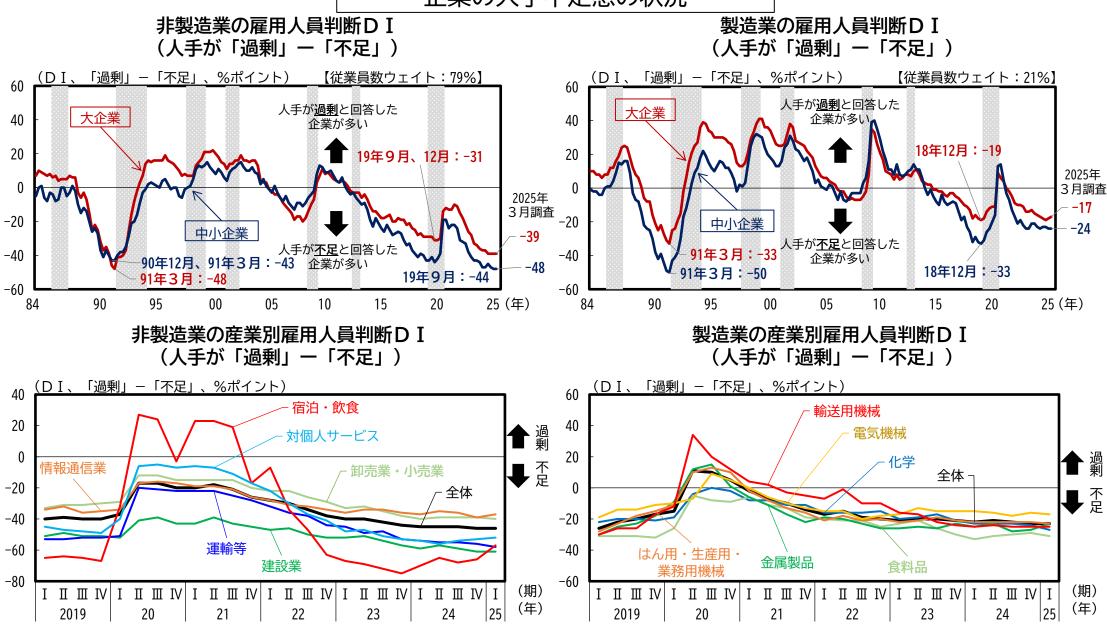


- (備考) 1. 左上図は、国土交通省「住宅着工統計」により作成。季節調整値。太線は後方6か月移動平均。
 - 2. 左下図は、国土交通省「建設総合統計」により作成。左下表は、国土交通省「公共工事の執行状況について」より作成。 3. 右上図は、日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数」、観光庁「インバウンド消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」により作成。
 - 4. 右下図は、財務省「貿易統計」により作成。()内は、2024年輸入金額シェア(%)。内閣府による季節調整値。実線は後方3か月移動平均、破線は単月。



- (備考) 1. 左上図は、経済産業省「鉱工業指数」により作成。季節調整値。() 内は、それぞれ一万分比のウェイト。
 - 2. 左下図は、財務省「四半期別法人企業統計調査」により作成。
 - 3. 右上図及び右下図は、東京商工リサーチ「倒産月報」により作成。右上図は内閣府による季節調整値。

企業の人手不足感の状況



(備考)1.左下図、右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、内閣府「景気基準日付」、財務省「年次別法人企業統計調査」により作成。図中のシャドーは景気の山から谷までの期間を示す。従業員数のウェイト は2023年度における金融業、保険業を除く全産業ベースに占める割合。

2. 左下図、右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

参考 日本経済(デフレ脱却の定義と判断①)

- ◆ デフレ脱却とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」。現在は、物価が持続的に下落するデフレの状態にない。一方、デフレに後戻りしないという状況を把握するためには、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調に加え、その背景として、GDPギャップ、単位労働費用、賃金上昇、企業の価格転嫁の動向、物価上昇の広がり、予想物価上昇率など、幅広い指標を総合的に確認する必要。
- ◆ 四半世紀にわたり続いた、賃金も物価も据え置きで動かないという凍りついた状況が変化し、賃金と物価の好循環が回り始め、 デフレ脱却に向けた歩みは着実に進んでいる(次ページ)。

(前年同月比、%)

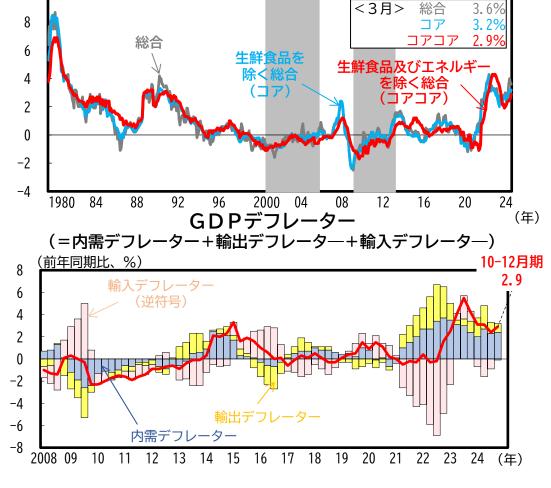
デフレ脱却の定義と判断について

平成18年3月15日 参議院予算委員会への提出資料

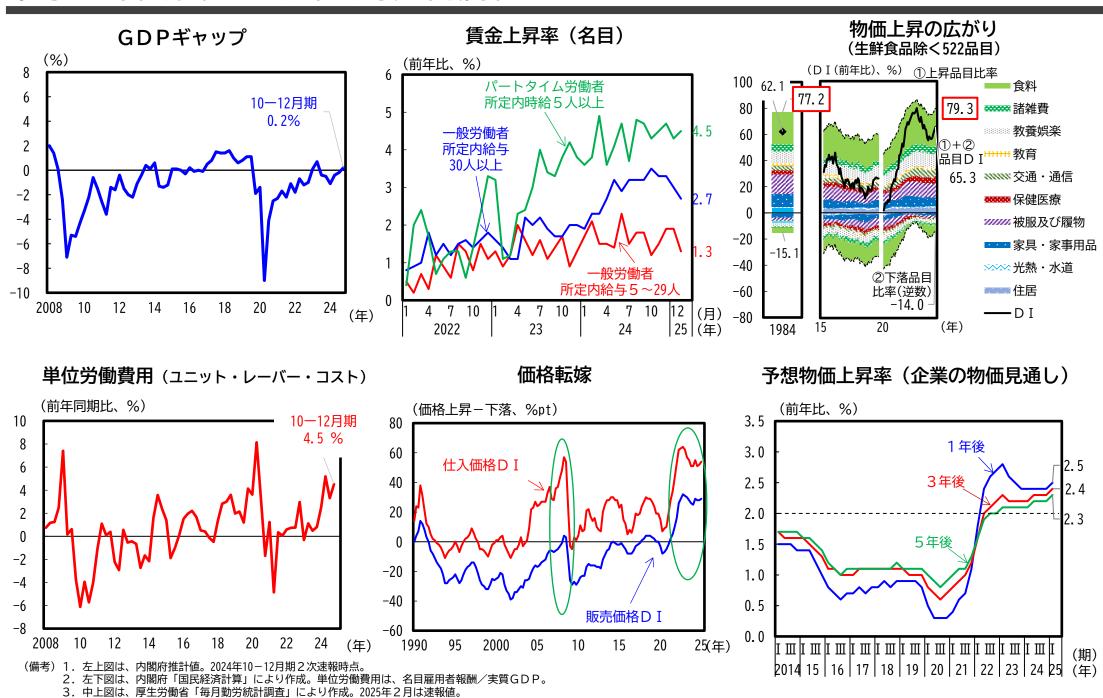
- ○「デフレ脱却」とは、「物価が持続的に下落する状況を 脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」
- ○その実際の判断に当たっては、足元の物価の状況に加えて、再び後戻りしないという状況を把握するためにも、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調や背景(注)を総合的に考慮し慎重に判断する必要がある。
 - (注)例えば、需給ギャップやユニット・レーバー・コスト(単位当たりの労働費用)といったマクロ的な物価変動要因
- ○したがって、ある指標が一定の基準を満たせばデフレ を脱却したといった一義的な基準をお示しすること は難しく、慎重な検討を必要とする。
- ○デフレ脱却を政府部内で判断する場合には、経済財 政政策や経済分析を担当する内閣府が関係省庁とも 認識を共有した上で、政府として判断することとなる。

消費者物価上昇率(消費税率引上げの影響を除く)

月例経済報告にデフレと記述

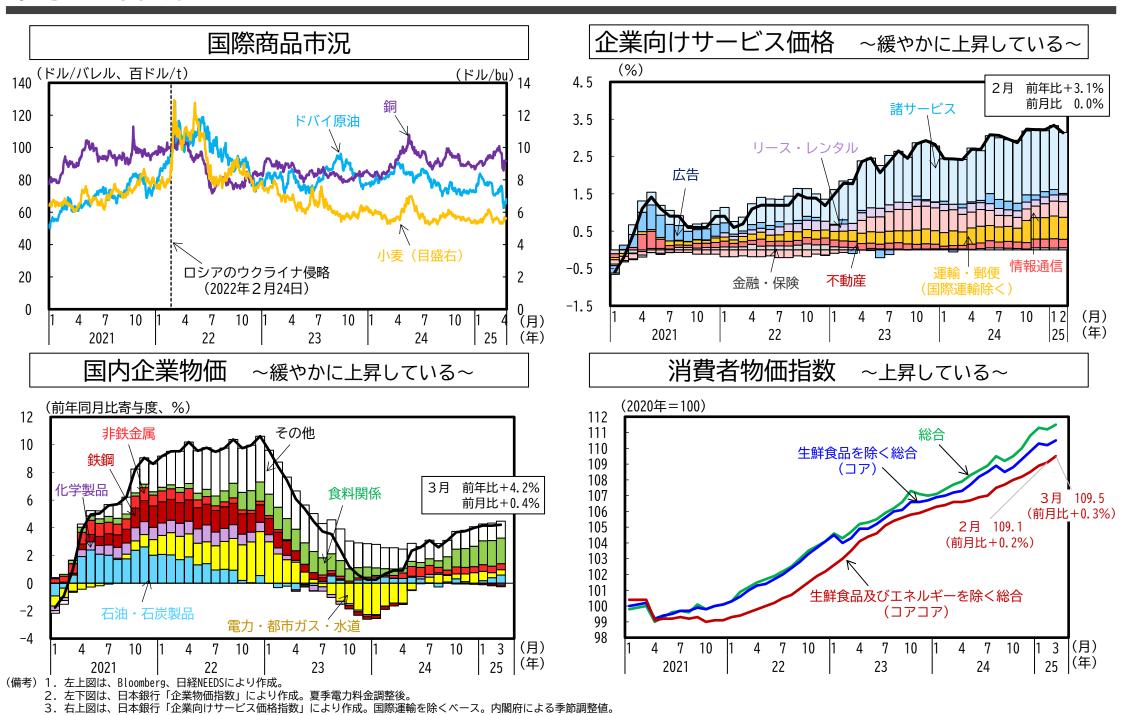


(備考) 1.右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。 2.右下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。

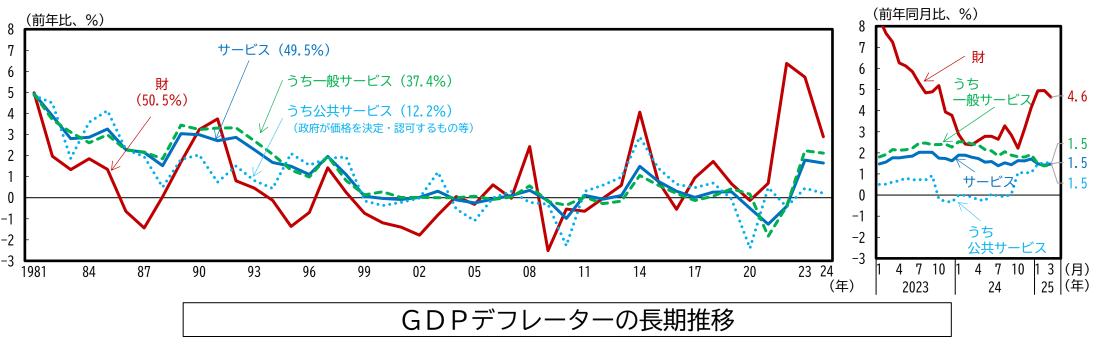


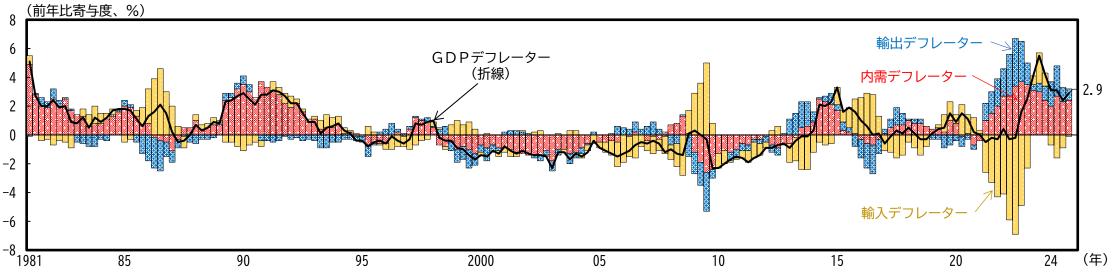
- 4. 中下図及び右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成 (いずれも全規模全産業)。中下図のDIは、「上昇」と答えた企業の割合から、「下落」と答えた企業の割合を差し引いたもの。
- 5. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。消費税率引上げの影響があった2015年1月~3月及び2019年10月~2020年9月のデータは除いている。

4. 右下図は、総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準・季節調整値。

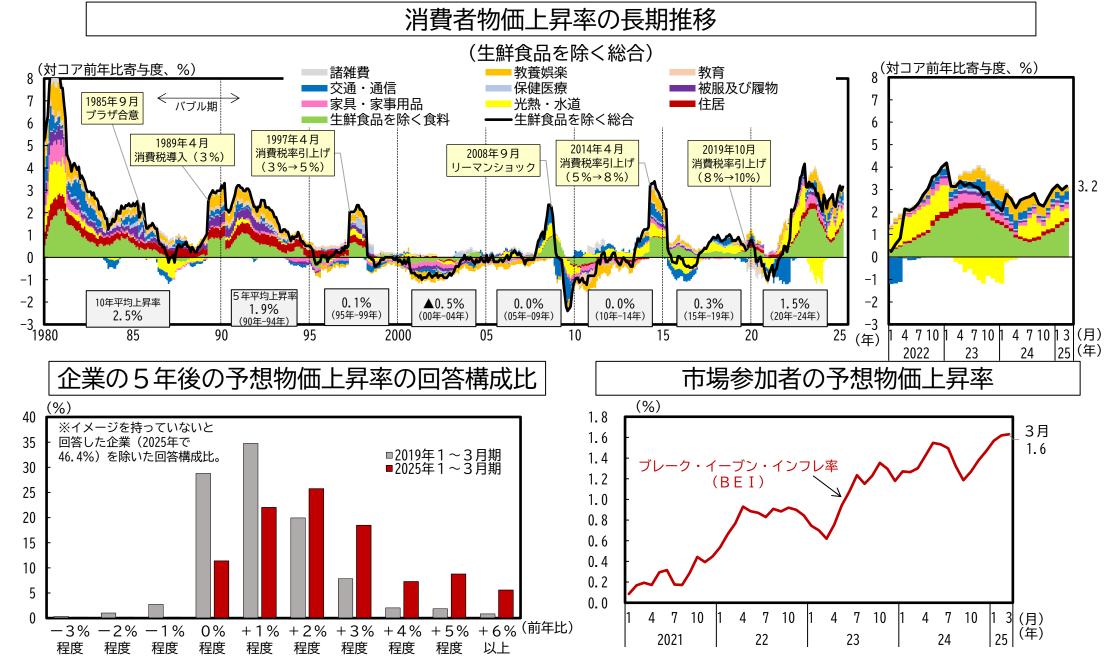


消費者物価指数の財・サービス別の前年比の長期推移



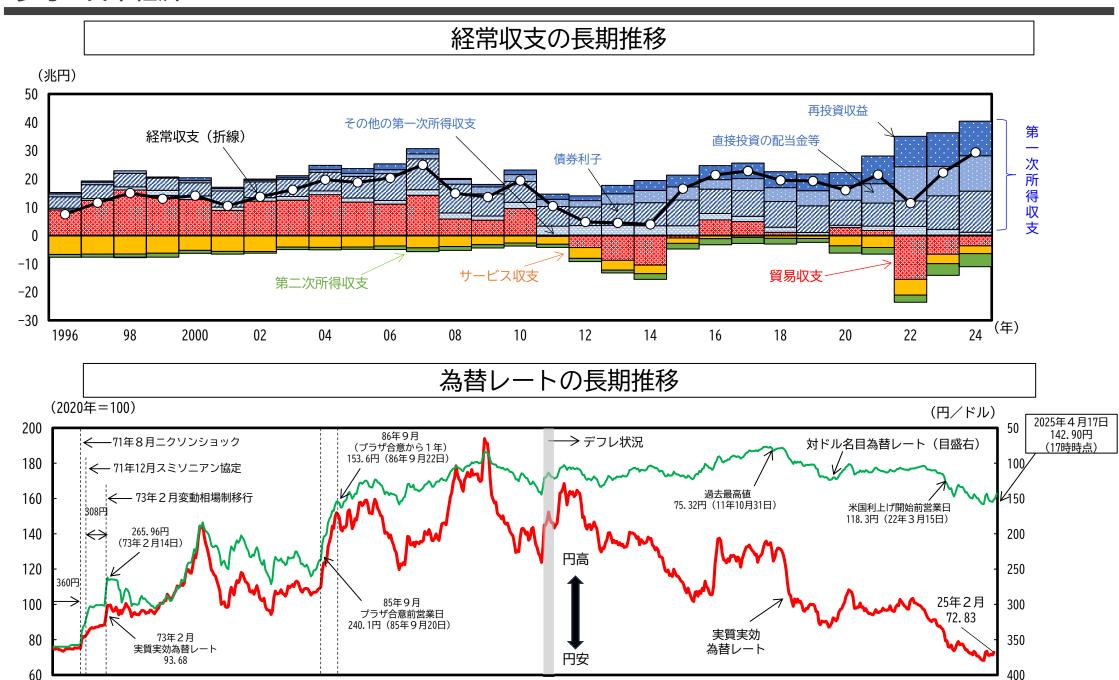


(備考)1.上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。政策要因(エネルギー価格支援、全国旅行支援等)の影響を除く値。消費税の影響を含む。括弧内はウェイトを示している。 2.下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。1994年以前の系列は、「国民経済計算(2015年基準)」の簡易的な遡及方法による参考系列を用いて接続。



(備考)1.上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。平均上昇率は消費税の影響を除く値。なお、1989年4月から1990年3月は消費税の影響を除いた値が公表されていないため、同期間を除外して上昇率を 算出。 2.左下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。イメージを持っていないと回答した企業の比率は、2019年1~3月期41.3%、2025年1~3月期46.4%。

3.右下図は、Bloombergにより作成。ブレーク・イーブン・インフレ率は、10年物国債利回りと10年物物価連動債利回りの差から算出される。

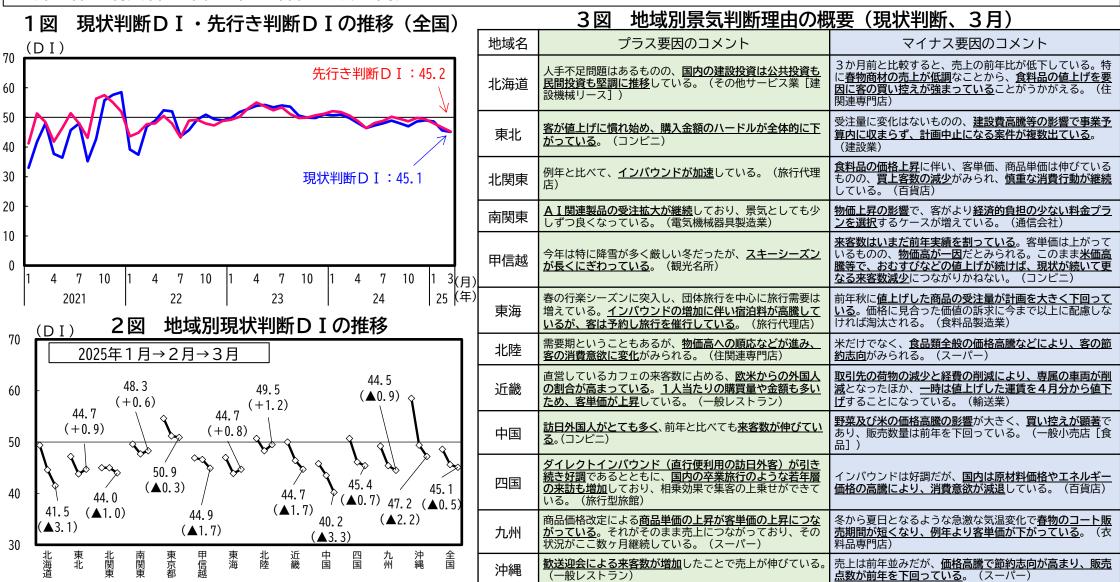


25 (年)

(備考)1.上図は、財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。 2.下図は、日本銀行、Bloombergにより作成。対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場(月中平均)。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。

参考 日本経済 景気ウォッチャー調査(3月)による現状及び先行きの景況感

- ◆ 全国の景気ウォッチャーに身近な景気の状況を尋ねた「景気ウォッチャー調査(2025年3月調査:3月25日~31日)」によれば、 ①景気の現状判断(3か月前と比べた景気の方向性)は3か月連続の低下、②景気の先行き判断(現状と比べた2~3か月先の景 気の方向性)は4か月連続の低下となった。
- |◆ プラス面のコメントとしては、旅行・観光需要の拡大、物価高慣れなどがみられた一方、マイナス面のコメントとしては、物価上 | 昇に伴う消費者の節約志向、春物の販売不振などがみられた。



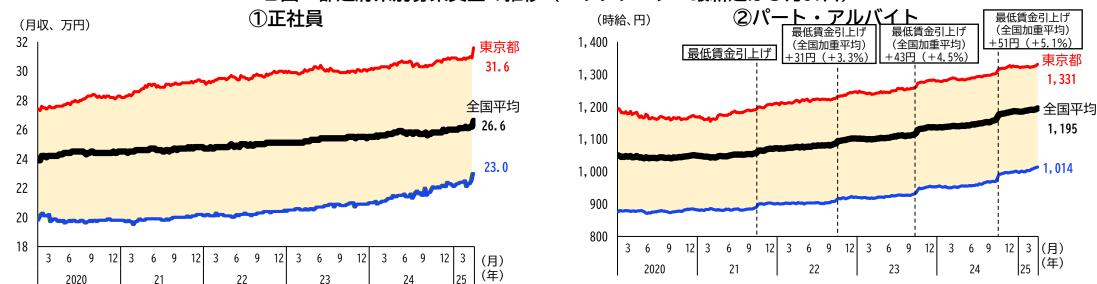
1図 春闘の地域別妥結結果(賃上げ率、4月17日時点集計分、36都道府県判明) ※赤字は全国平均を上回る都道府県。

	全規模	うち300人未満
全国	5.37%	4.97%
北海道	5.21%	4.69%
青森県	未公表	_
岩手県	未公表	_
宮城県	4. 79%	3.98%
秋田県	5.19%	5. 24%
山形県	4.46%	_
福島県	未公表	_
茨城県	未公表	-
栃木県	5. 28%	5.36%
群馬県	5.92%	4.86%
埼玉県	非公表	_
千葉県	5.06%	4.85%
東京都	5.65%	5.19%
神奈川	4.92%	4.77%
新潟県	5.15%	3.91%

	全規模	うち300人未満
富山県	5.42%	-
石川県	4.99%	4.74%
福井県	5.97%	-
山梨県	5.05%	ı
長野県	4.49%	4.36%
岐阜県	4.86%	4.53%
静岡県	未公表	-
愛知県	5.60%	5. 28%
三重県	4. 70%	4.92%
滋賀県	5.40%	5.01%
京都府	5. 45%	4.55%
大阪府	5.51%	4.87%
兵庫県	非公表	-
奈良県	未公表	_
和歌山県	6.87%	5.57%
鳥取県	4.81%	

	全規模	うち300人未満
島根県	4.68%	5.07%
岡山県	5.13%	ı
広島県	5.65%	5. 28%
山口県	5.13%	5.08%
徳島県	5. 23%	ı
香川県	5.94%	3.79%
愛媛県	5.40%	ı
高知県	未公表	1
福岡県	6.30%	6.01%
佐賀県	5.82%	ı
長崎県	5.65%	4. 22%
熊本県	4.93%	5.44%
大分県	6.10%	5.01%
宮崎県	4.94%	4. 23%
鹿児島県	未公表	-
沖縄県	未公表	_

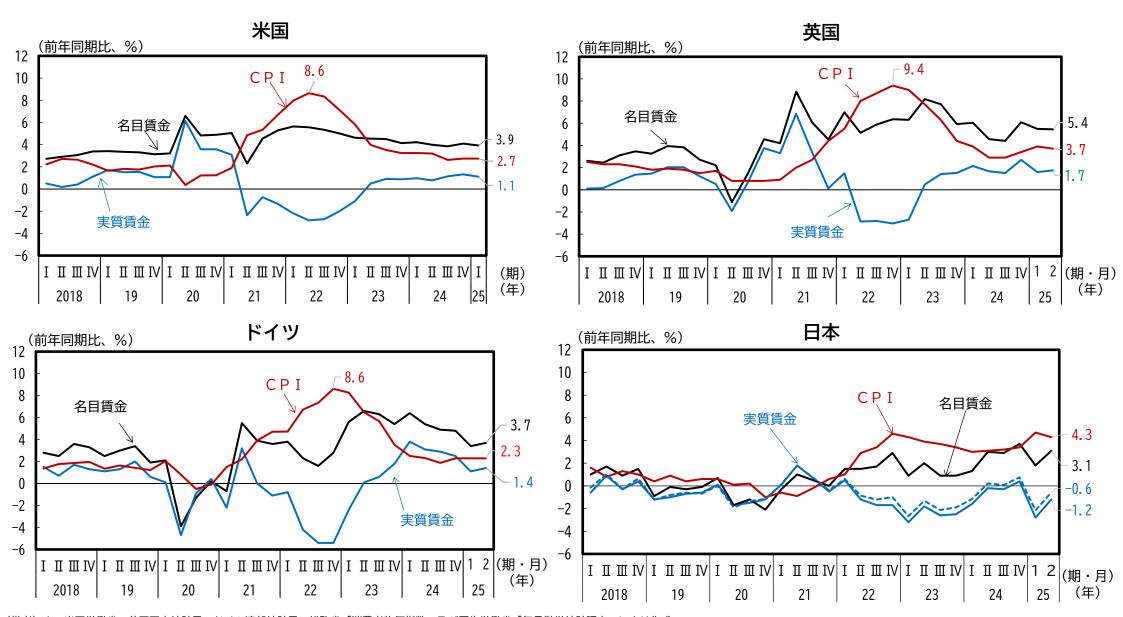
2図 都道府県別募集賃金の推移(ビッグデータ・最新週は3月31日)



(備考)1.1図は、各都道府県の連合会のHP、もしくは各連合会に問い合わせて集計。令和7年4月17日時点。各都道府県内の加重平均値(島根県と宮崎県は単純平均値)で、全国は日本労働組合総連合会の全国平均値。都 道府県の数値には各都道府県の連合会のみ集計対象としている組合も含むため、各都道府県の数値を加重平均しても全国の値とは一致しない。現時点で公表されていないもののうち、今後も公表の予定がないもの は「非公表」、今後公表予定のあるものは「未公表」とした。判明数は、全規模の現時点集計値が公表されている都道府県数。

2. 2図は、株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。HRog賃金Nowは、株式会社ナウキャストが作成している、求人広告サイトに掲載されている募集賃金を抽出・集計したビッグデータ。

各国の名目賃金上昇率、物価上昇率、実質賃金上昇率



- (備考) 1. 米国労働省、英国国家統計局、ドイツ連邦統計局、総務省「消費者物価指数」及び厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
 - 2. 米国は、名目賃金は時間あたり賃金、物価は消費者物価(帰属家賃含む)。英国は、名目賃金は週平均賃金、物価は消費者物価(帰属家賃含む)。ドイツは、名目賃金は月間平均賃金、物価は消費者物価(帰属家賃含む)。日本は、名目賃金は月平均賃金、物価は消費者物価(持家の帰属家賃を除く総合)。
 - 3. 日本の実質賃金について、実線は消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で実質化、点線は消費者物価指数(総合)で実質化。2025年2月は速報値。